

議員提出議案第五号

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十三年五月三十日

提出者 杉並区議会議員

富本卓	島田敏光	小川宗次郎	原田あきら	関昌央	井口かづ子	岩田いくま	今井ひろし	脇坂たつや	浅井くにお	大熊昌巳	大和田伸	小泉やすお	田中ゆうたろう	藤本なおや	川原口宏之
-----	------	-------	-------	-----	-------	-------	-------	-------	-------	------	------	-------	---------	-------	-------

杉並区議会議長

藤

本

なおや

様

齊	吉	大	富	鈴	金	く	山	山	増	市	安	山	河	横	山	中	大	北	渡
藤	田	泉	田	木	子	す	田	本	田	来	齊	下	津	山	本	村	槻		辺
常	あ	時	た	信	けん	や	耕	あ	裕	と	あ	か	利	え	ひ	康	城	明	富
男	い	男	く	男	ん	ま	平	け	一	も	き	ず	恵	み	ろ	弘	一	範	士
					た	美		み		子	ら	あ	子		こ				雄
					ろう	紀						き							

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年杉並区条例第二十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十二年十二月」を「平成二十三年六月」に、「百分の百八十五」を「百分の百八十」に、「百分の百五十三」を「百分の百五十五」に改める。  
附則第四項を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### （提案理由）

平成二十三年六月に支給する区議会議員の期末手当の額を改定する必要がある。

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>1 及び 2 附 則 略</p> <p>3 平成二十三年六月に支給する期末手当に関する第八条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百八十」とあるのは、「百分の百五十五」とする。</p>	<p>1 及び 2 附 則 略</p> <p>3 平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する第八条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百八十五」とあるのは、「百分の百五十三」とする。</p> <p>4 平成二十三年三月に支給する期末手当に関する第八条第二項の規定の適用については、同項中「百分の三十」とあるのは、「百分の十」とする。</p>

資 料 2

平成23年6月に支給する期末手当に係る改定の概要

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容															
期 末 手 当	<p>平成23年6月の支給月数</p> <table border="1" data-bbox="488 752 1289 972"> <thead> <tr> <th data-bbox="488 752 683 797">区 分</th> <th data-bbox="683 752 986 797">現 行</th> <th data-bbox="986 752 1289 797">改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="488 797 683 842">6月期</td> <td data-bbox="683 797 986 842">1. 8 0</td> <td data-bbox="986 797 1289 842">1. 5 5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 842 683 887">12月期</td> <td data-bbox="683 842 986 887">1. 8 5</td> <td data-bbox="986 842 1289 887">1. 8 5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 887 683 931">3月期</td> <td data-bbox="683 887 986 931">0. 3 0</td> <td data-bbox="986 887 1289 931">0. 3 0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 931 683 972">合 計</td> <td data-bbox="683 931 986 972">3. 9 5</td> <td data-bbox="986 931 1289 972">3. 7 0</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	現 行	改 正	6月期	1. 8 0	1. 5 5	12月期	1. 8 5	1. 8 5	3月期	0. 3 0	0. 3 0	合 計	3. 9 5	3. 7 0
区 分	現 行	改 正														
6月期	1. 8 0	1. 5 5														
12月期	1. 8 5	1. 8 5														
3月期	0. 3 0	0. 3 0														
合 計	3. 9 5	3. 7 0														
施 行 期 日	公布の日から施行する。															